

平成 24 年度第 2 回大阪府浄化槽法定検査受検推進対策検討会の会議

日 時：平成 24 年 8 月 9 日（木） 午後 3 時～午後 5 時

場 所：大阪府庁 2 階 第 3 委員会室

出席委員：足立委員、辻委員、津村委員、中西委員、久川委員

会議の概要：

- 1 事務局から第 1 回検討会の議事概要について内容確認があった。
- 2 事務局から効率化検査を導入した各県の取り組みについて説明があった。
- 3 事務局から大阪府における効率化検査導入に対する検討事項について説明があった後、意見交換が行われた。
- 4 事務局から府域の浄化槽法第 11 条検査(以下：法第 11 条検査)制度設計（案）について説明があった後、意見交換が行われた。
- 5 事務局から報告書目次（案）について説明があった後、意見交換が行われた。
- 6 第 3 回の会議は、平成 24 年 9 月 18 日（火）に開催することの確認があった。

<1 第 1 回検討会の議事概要について（資料 1）>

- ・ 当面の受検率の目標は 50%とし、制度設計を行う。
- ・ 効率化検査を導入した他府県の事例を分析し、法第 11 条検査に対する府民の信頼性向上方策などを目的とした府域の浄化槽法第 11 条検査制度設計（案）を取りまとめる。
- ・ これらの内容について指摘は無かった。

<2 効率化検査を導入した各県の取り組みについて（資料 2）>

効率化検査の実施状況について

- ・ 全国の指定検査機関は 65 機関ある。
- ・ 効率化検査は、放流水の BOD 検査を基本とした外観検査の一部を省略した検査であり、検査機関が直接行うものと検査機関に指定された採水員等が行うものがある。
- ・ 通常検査とは、指定検査機関の検査員が行う全項目検査である。
- ・ 通常検査を行っているのは 20 都道府県、効率化検査を導入しているのは 29 府県である。広島県や福岡県は、一つの県で通常検査と効率化検査の両方を行っている。
- ・ 通常検査と効率化検査の状況を平成 14 年と平成 22 年の 8 年間で比較した場合、受検率の上昇は、通常検査を行っている県で 8.6 ポイント、効率化検査を導入した県は 21.4 ポイントであり、効率化検査を導入した県の方が受検率の向上が著しい。
- ・ 効率化検査を導入した府県のうち、検査機関の検査員によるものが 13 例、指定検査機関

が効率化検査を行うために雇った補助員によるものが 1 例、指定検査機関が指定した採水員によるものが 15 例ある。

効率化検査により受検率が向上した県について

表は、効率化検査を導入後 3 年間の受検率の上昇を示している。

受検率の上昇の高い 10 例を紹介する。

- ・ 上位 5 例は新潟県、栃木県、群馬県、福岡県、広島県である。それぞれ、62～22 ポイントの受検率の上昇が得られている。導入は平成 10 年～19 年に行われており、効率化検査の対象とする人槽については、各県で同一ではない。いずれも単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の両方を検査対象とし、採水員を活用している。
- ・ 特徴的なものについて紹介する。新潟県は、もともと浄化槽の放流水の BOD 検査を要綱で義務付けており、放流水検査を法第 11 条検査に位置づけたことにより、設置者の法第 11 条検査に対する新たな負担感が無かったことから、受検率の上昇が 62 ポイントとなっている。
- ・ 新潟県、栃木県、群馬県、広島県は、効率化検査の導入と同時に、検査料金を値下げしている。
- ・ 受検率の上昇が 6～10 番目の県は、岩手県、兵庫県、佐賀県、宮城県、香川県である。それぞれ、19～13 ポイントの受検率の上昇が得られている。導入は平成 14 年～18 年に行われており、効率化検査の対象とする人槽については、各県で同一ではない。
- ・ 指定検査機関の検査員が行っているのは、岩手県、佐賀県、宮城県である。保守点検業者を活用した採水員が行っているのは兵庫県であり、指定検査機関が効率化検査を行うために雇った補助員が行っているのは、香川県である。なお、兵庫県は単独処理浄化槽のみを対象としているが、他県は合併浄化槽と単独浄化槽を対象としている。
- ・ 岩手県、佐賀県、香川県については効率化検査導入時に BOD 検査を組み入れているが、検査料金は据え置かれたため、実質的な料金の値下げとなっている。

効率化検査導入に併せて行った取り組み

- ・ ほとんどの県で、台帳整理と受検啓発を効率化検査の導入と併せて行っている。
- ・ 受検啓発としては、受検案内文の送付やホームページの作成、広報誌等（回覧板を含む）への掲載、新規設置者などへパンフレットなどの配布を行っている。
- ・ 国と日本環境整備教育センターが作成した「平成 19 年度浄化槽の維持管理に関する調査・マニュアル作成」によると、効率化検査において外観検査項目で省略する項目、検査担当者（検査員、補助員、採水員）など採用された手法は、検査機関毎に異なっており、多種多様であると分析されている。

効率化検査を導入したが、受検率の上昇が低い県について

- ・ 受検率の上昇が、3 ポイント以下の県としては愛媛県、千葉県、山口県があり、特に山口

県については、受検率の上昇が見られない。

- ・ 導入時期は平成 18 年からと最近導入している。
- ・ 効率化検査の対象人槽や、手法については受検率の上昇幅の大きい県と同様、様々である。
- ・ 千葉県と山口県が効率化検査を導入に伴い、検査料金の値下げを行っている。
- ・ 効率化検査の受検率の上昇が低い理由を問い合わせたが、受検率の上昇の高い県と低い県の違いを分析することが出来なかった。

<3 大阪府における効率化検査導入に対する検討事項について（資料 2）>

効率化検査対象人槽

- ・ 大阪府下の浄化槽の設置基数のうち 10 人槽以下は、約 14 万基と全体の 8 割あるが、この部分の法第 11 条検査の受検率は 4%と極めて低い。全体受検率の当面の目標としての 50%を達成するためには、5～10 人槽以下の浄化槽の受検率を上昇させなければならない。また、現在設置されている浄化槽の 70%以上が単独処理浄化槽であり、合併浄化槽だけを対象とした場合には、目標達成が困難である。

浄化槽の維持管理制度

- ・ 大阪府では 10 人槽以下の浄化槽を適正に管理するためには、年 1 回以上の清掃、年 3～4 回の保守点検、年 1 回の法第 11 条検査が必要としている。平成 12 年の国の資料によると、電気代も含めた維持管理費用の合計は、5 人槽で 6 万 5 千円、7 人槽であれば 8 万 1 千円となっている。大阪府の下水道料金は年間約 2 万 4 千円なので、浄化槽の維持管理の費用は相当高くなる。また、平成 21 年度に国から出されている浄化槽の維持管理に関する調査報告書では、5 人槽が 5 万 9 千円となっているが、下水道料金に比べると浄化槽の維持管理費用は高くなっている。

検査機関の体制（検査数と人員）

- ・ 大阪府でも将来的には人口減少が予想されるほか、今後の下水道の進捗状況が確定しておらず、将来の浄化槽の設置基数が不確定となっている。直ちに、検査員を増員するのは、困難な状況となっている。

意見交換

以下、各委員と事務局の意見交換（○；委員からの意見、◆；事務局からの意見）

委員長：効率化検査を導入した各県の取り組みについて、事務局から説明があったが、ご意見・ご質問をお願いします。

- 効率化検査を導入しても受検率の上昇が低い県については、いろいろな原因が考えられるが、次のことも大きな原因だと思われる。
- ・ 単独処理浄化槽は、いずれ合併処理浄化槽に転換するとの理由から、単独処理浄化槽が多

く設置されているにも関わらず、検査対象を合併処理浄化槽のみにしている。

- ・保守点検業者は法第 11 条検査の必要性を十分に認識していないこと。保守点検の業務と法第 11 条検査に相對するところがあり、特に保守点検專業の方が多いところでは理解が得にくい。
- ・今後の浄化槽の設置基数が不確定であるため、検査員の増員等の体制整備が躊躇されている。
- 過疎化の影響で空き家が多く、使われていない浄化槽が多く残り検査対象基数（分母）が過剰になっていることも受検率を下げている原因だと思われる。
- 府域には約 17 万基の浄化槽が設置されている。現在、8 人で 1 万数千基を検査しているので、単純に計算すると、17 万基に対応するには 90 人以上の検査員が必要となる。
- 確かにそのとおりである。しかし、大阪府はほぼ全域が下水道エリアとして計画されており、浄化槽整備地域が決まっていない中で、長期的な見込みとして仕事を確保できる確証がない状況である。長期的にある程度の目途が立たないと、検査員の増員は容易でない。
- 単独処理浄化槽は、今後、減っていくべきものと認識しているが、現状を見ていると、すぐに減りそうではないので、検査対象としてはどうか。
- 下水道の料金が低いのは、その費用の約 2 分の 1 を一般会計から繰り入れしていることが大きな要因となっている。そのため、浄化槽の維持管理費用と比べて低くなっている市町村が多いのではないか。
- ◆ 下水道料金については、一般会計からの繰り入れをしている府内市町村がほとんどではないか。これにより下水道料金が安く抑えられている。浄化槽の維持管理費用との不公平感があり、これに加えて法第 11 条検査の受検料を徴収するとなると、浄化槽設置者にはなかなか受け入れられにくい。
- ◆ 効率化検査を導入するにあたり、参考にできる府県は、受検率が大阪府と近似している府県と考えている。これらの府県では、保守点検業者の協力体制の不十分さが受検率の上昇が低い原因だと思われる。この点は大阪府が効率化検査を導入するにあっても重要な課題となると考える。
- 大阪府では、保守点検業だけで生計をたてている業者が多い。競争が激しいのが特徴である。
- 保守点検業者は仕事の確保に必死である。法第 11 条検査の受検の話しをすれば、仕事をとられると考えているものもいる。景気が悪い中、維持管理費用が削られており、これ以上仕事が減ると大変である。業界も努力を惜しまないが、法第 11 条検査の必要性をアピールするなど、行政によるサポート体制が第一ではないか。

<4 府域の法第 11 条検査制度設計（案）について（資料 2）>

府域における法第 11 条検査のあるべき方向性

- ・ 大阪府における法第 11 条検査の実施状況は、平成 22 年度で 6.5%、全国平均の 30.4% を大きく下回っている状況である。
- ・ 法第 11 条検査は、浄化槽の信頼性を確保するために不可欠なものである。現在、法第 11 条検査の受検率が低く、府民への十分な周知、十分な信頼性確保が得られていない。法第 11 条検査に対する府民の信頼性を確保するためにも、法第 11 条検査の受検率の向上に努める事が必要不可欠である。
- ・ 効率化検査を導入する事により、受検率を向上させた都道府県が多く見受けられることから、大阪府でも法第 11 条検査に効率化検査を導入する事を検討するべきであると考えている。
- ・ 大阪府の現状を考慮して、効率化検査を導入するのであれば、BOD 検査を基本とする効率化検査ということで外観検査の一部を省略する形の効率化を行う。
- ・ 対象人員は、10 人槽以下の設置基数が全体の約 8 割を占めることと、受検率が 4% であるということから対象人員は 10 人槽以下とする。
- ・ また、単独処理浄化槽が 7 割を占めることから、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の両方を対象とする必要がある。
- ・ 指定検査機関が直ちに検査員を増員するのは困難な状況であり、保守点検業者が受検啓発を行うことから、採水員を活用した検査とする。
- ・ 効率化検査を導入するにあたっては、設置者への負担軽減をする必要性があり、効率化検査に伴う検査料金の改定が必要となる。

法第 11 条検査に対する府民の信頼性向上方策

- ・ 今後、指定検査機関と行政が取り組むべき事項について説明する。
- ・ 指定検査機関の信頼性向上には、その組織、施設、業務内容などの情報公開に積極的に取り組むことや、検査機関の知名度を向上させることが必要である。
- ・ 法第 11 条検査の受検申し込み状況に対応した検査体制の整備ということで、受検の申し込みがあればすぐに検査の段取り等を行えるような指定検査機関の体制作りをしていく。
- ・ 検査実施方法に対する信頼性という事で、やっている検査内容を外部で評価するような形のものを作れば、法第 11 条検査に対する信頼性が向上する。
- ・ 検査結果の活用に対する信頼性の向上は、処理目標水質を達成するために必要な措置を行政も指定検査機関も両方が行っていく。
- ・ 法第 11 条検査の結果はおおむね適正や不適正といった評価がされているので、目標水質を達成するために必要な改善措置を実施するよう、設置者に対して働きかける。
- ・ 検査内容や改善しないといけない事項について、設置者に対して分かりやすく説明することが法第 11 条検査の信頼性向上に繋がる。

- ・ 法第 11 条検査の必要性を府民に周知して、全ての方が受検するということが府民の法第 11 条検査への信頼性の向上に繋がる。受検啓発を行うには、まず台帳整理をしていく必要性がある。
- ・ 効率化検査導入にあたり大阪府の現状について説明しましたが、人口減少や下水の進捗の将来予測が困難であり、現状では単独処理浄化槽が 7 割あることなどを考慮して、大阪府に適した検査方法を確立していくということが必要である。

効率化検査に必要な制度

- ・ 効率化検査を導入するのに必要な制度としては、次のようなものを考えている。

①浄化槽法第 11 条検査実施要綱

対象人員：10 人槽以下

採水員の指定：一定の資格を有する管理士

効率化検査内容：外観検査

水質検査精度管理: 精度管理委員会の設置

②効率化検査ガイドライン

具体的な検査項目と判定基準

総合判定基準

2 次検査

クロスチェック

③指定採水員指定員制度

指定採水員となるための条件（講習会等）

その他必要な取り組み

- ・ 先程紹介させていただいた効率化検査を導入した県では、台帳整理や受検啓発等を併せて行っている県が多い。大阪府においても効率化検査を導入し受検率を向上させるためには、台帳整理や受検啓発についても今後力を入れていくことが必須の条件となる。
- ・ 受検啓発については、受検案内文の送付やホームページの作成、広報誌等の掲載、パンフレットの配布、回覧板などに力を入れていく必要がある。

意見交換

以下、各委員と事務局の意見交換（○；委員からの意見、◆；事務局からの意見）

委員長：府域の浄化槽法第 11 条検査制度設計（案）について、事務局から説明があったが、ご意見・ご質問をお願いします。

- ◆ 浄化槽が下水道に比べて負担が大きいので、法第 11 条検査料金の値下げ等を含むトータルの負担軽減について、出来るだけ配慮が必要である。大阪府においては、法第 11 条検査の受検率が非常に低いところから、50%を目指すのだから、検査料金の値下げなど、設置者の負担軽減について考える必要がある。また、検査料金の値下げ以外にもトータルの維

持管理費用の負担軽減する手法があるのではないかと考えている。

- 設置者の負担軽減は重要と考える。スライドにあったが、大阪における保守点検の回数は、家庭槽 3~4 回/年となっている。法令上は、年 3 回以上と定まっているが、4 回目の保守点検をうまく活用することはできないか。
- 難しい問題である。全国ではいろいろバリエーションがある。保守点検の回数は、4 回から 3 回にすることは契約変更を伴うものであり、混乱を招く恐れがある。保守点検業者の協力が不可欠な中、3 回にすると非協力となることを危惧する。現状では、浄化槽は下水道が接続するまでに一過性のものであるとの認識を持つものが多く、検査の重要性の認識が薄い。
- 今では浄化槽の性能もあがっているので、法令に規定されているとおり 3 回の保守点検で水質基準は問題ないはずである。BOD 検査を導入していることもあり、保守点検との違いも説明できるのではないか。
- ◆ 旧廃棄物処理法では、法第 11 条検査は維持管理と一体であった。昭和 58 年に浄化槽法が制定され、法第 11 条検査は別の条立てとなったが、法第 11 条検査とあわせて維持管理であるとの考え方は変わっていない。下水道と対抗するためには、維持管理のトータルコストを下げることが 50%を達成する条件ではないか。検査費用を下げただけでは、そもそも受検していない人にとっては、何千円かの負担増には変わりはない。保守点検の部分で工夫するしかない。ただし、安易に保守点検の回数を減らせば、業者の協力が得られない可能性がある。保守点検業者にメリットがないとインセンティブが働かず、バランスを考慮した制度設計が必要である。
- 平成 18 年度頃に委託事業として台帳整理を実施し、その中で啓発文書 1 万 6 千件を発送した。1200 件の苦情の問い合わせの電話があったが、増えた検査数は 200 件しかなかった。苦情としては、金のかかることはしたくない、とのことであった。当然の費用ではあるが、なかなか受け入れてもらえないので、メリットを強調する必要がある。
- 業者との議論が必要である。検査はそもそも誰のためにあるのか。法第 11 条検査は保守点検が適正か不適正かをジャッジするものである。適正と判断された浄化槽を点検した業者が、その仕事ぶりを第三者である指定検査機関が評価してくれたということは光栄なことである。保守点検の回数が減っても、このようなメリットがあると感じてくれるようになればよい。また、浄化槽から排水される水はきれいであり、第三者がしっかりと検査しているという信頼性を確保できれば、浄化槽人口が増えることにつながり保守点検業者の仕事が確保できるメリットがある。
- 府内保守点検登録業者の半分が指定検査機関の会員である。機会あるごとに法第 11 条検査の受検を管理者に進めるように説明している。業者がいくら推進してもなかなか受検してもらえないので、現場で受検をすすめていく中では、啓発文書の発送など効果が薄くて

も行政のサポートが無いと進まない。苦情の問い合わせも何らかの動機づけになっているのではないかとされた。

- ◆ 制度導入だけではなく、行政のサポートが第一と認識している。
- ◆ 7月26日に開催された参議院環境委員会のやり取りを紹介する。
 - ・質問として、保守点検回数は、管理者に負担をかけるのを避けるために、3回と明確に定められないのかとされた。
 - ・答弁として、中央環境審議会浄化槽専門委員会において、様々な状況を網羅して定めることが困難との理由から3回”以上”とされたところ。ただし、標準回数以上の保守点検を行う場合は、技術上の基準を踏まえつつ、その必要性と作業内容を管理者に説明すべきとされた。
 - ・質問として、維持管理の適正化に向け、検討会を設置するなど取り組みを強化すべきではないかとされた。
 - ・回答として、11条検査の受検率は30%と低く、改善すべき喫緊の課題。全国の実態把握に努めるとともに、台帳の整備、より効果的な法第11条検査の実施など、関係者の意見を聞きながら検討を進める予定でいるとされた。
- 台帳整理はどこがやるべきなのか。
- ◆ 権限を移譲した市町村に関しては、市町村がやるべきものである。
- 台帳は更新していかないと意味がない。11条検査がその更新の一端を担うと思う。
- 保守点検業者の再講習の義務付けがない。新しい情報が入手できたりするので、どうにかできないのか。
- ◆ 大阪府では条例で登録の制度を規定している。更新時に講習を義務付けしている府県はあるが、規制緩和の中で義務付けは難しい。技術力アップの目的であれば、任意で講習会を開催できるが。
- 浄化槽関係者を対象に講習会はやっているが、会員以外の人への参加は難しい状況ではある。
- 検査である以上、公平性、透明性を確保し、信頼が第一であるべきである。
- ◆ きっちりとした制度設計をしていきたい。効率化検査を導入することについては、異議なしでよいか。
- 異議なし。
- ◆ 検査機関以外が、検査に携わることになるので、公平性透明性を必ず確保できるようにする。検討会が終わってから、実際の制度設計は様々な意見を聴いて検討していきたい。
- 指導啓発の観点で言えば、検査の重要性を周知することが重要である。
- 7条検査は、限りなく100%が受検している。その後初回11条検査は、約3割が受検する。その翌年は、その3割の3割しか受検しない。2回目以降の受検数が極端に減っている。

る。周りが受検していないのに、なぜ受検しなければならないのかと言われる。

- 保守点検、清掃、検査を一緒に契約している府県、7条検査と11条検査を同時に契約している県（岩手県）もある。
- 振込みにするなど、毎年契約しなくて済むような仕組みが必要ではないか。
- ◆ 保守点検業を専門とする業者が多いため大阪府では一括契約は難しい。効率化検査は単に導入するのではなく、様々な点を考慮して制度設計する必要があると認識した。

<5 報告書目次（案）について（資料2）>

報告書目次（案）について

- ・ 基本的には、第一回と第二回の内容について取りまとめの上、報告する。
- ・ 現状分析と課題について、府域の現状分析として浄化槽の設置基数や下水道普及率や、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽割合や、浄化槽法の法第11条検査の受検率などについてまとめ、現行の指定検査機関の体制などについて言及していく。
- ・ 法第11条検査の受検率が低い事が課題の一つ。
- ・ 法第11条検査の受検率を向上させていくため、効率化検査導入に当たって、先程説明したように対象人員は10人槽以下であることや単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の両方を対象とする事や、採水員を活用した効率化検査を行うというような内容について示す。その他必要な取り組みとして、効率化検査の導入だけではなく台帳整理や受検啓発など出来る取り組みを示す。

意見交換

以下、各委員と事務局の意見交換（○；委員からの意見、◆；事務局からの意見）

委員長：報告書目次（案）について、事務局から説明があったが、ご意見・ご質問をお願いします。

- いつ頃まとめ案をもらえるのか。
- ◆ 第3回までには、できる限り早い段階でお渡しする。